

介護保険料を滞納したらどうなるの？



災害など特別な事情もなく介護保険を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。窓口での納付相談後に保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が滞納者に支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、滞納している保険料が納付されるまで保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は健康推進課高齢者支援係に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 TEL0967 (67) 2704



南阿蘇村子育て支援センター わくわくひろば

TEL0967 (65) 8580



「わくわくひろば」は、乳幼児から就学前のお子さんと保護者が一緒に遊べる、親子の交流や育児の情報交換の場です。毎月楽しい行事などをおこなっております。どなたでも無料で利用できますので、子育てに不安を感じたとき、一緒に子育てをする友だちが欲しいときなどお気軽にお越しください。

- 開設日時 毎週火～土曜日（祝日は閉所）
午前10時～午後3時
- 場所 LOOPみなみあそ2階
大字河陰145番地3

6月行事予定（午前10時30分から）

参加の際には、必ず事前予約を!!

- 2日（木） みんなで遊ぼう（子育て相談会）
- 9日（木） 散歩に行こう！
- 14日（火） 大きくなあれ（身体測定）
- 16日（木） ベビーマッサージ
- 23日（木） ふあふあスカーフあそび
- 30日（木） 手作りおもちゃ作り（ダンボールバス）



5月8日は母の日、お母さんいつもありがとう

〈お知らせ〉

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、**開所日時の変更や、行事予定の変更、中止の可能性**があります。村ホームページ、またはわくわくひろばTEL0967(65)8580にてご確認ください。